

事 務 連 絡
令和元年 12 月 12 日

各都道府県税務担当課・市町村担当課 御中

総務省自治税務局企画課

令和2年中における特例基準割合について

地方税法（昭和25年法律第226号）附則第3条の2第1項において、各年の特例基準割合は、当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合をいうこととされています。

別紙のとおり、本日、令和元年財務省告示第180号により、租税特別措置法第93条第2項に規定する財務大臣が告示する割合が年0.6%である旨が告示され、これにより、令和2年中の特例基準割合は年1.6%となりますのでお知らせします。

貴課におかれましては、納税者並びに指定金融機関及び収納代理金融機関等に対し十分な周知を図られるとともに、貴都道府県内の市（区）町村に対してもこの旨をご連絡願います。

○財務省告示第八十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、令和二年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。

令和元年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

年〇・六パーセント